告示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年六月二十七日

埼玉県計量検定所長　浜　雅俊

一　検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であって、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二　検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
白岡市	令和五年九月一日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	白岡市役所公用車駐車場
蓮田市	令和五年九月四日及び同月五日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	蓮田市役所来客駐車場
羽生市	令和五年九月六日から同月八日まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	羽生市民プラザ一階搬入口奥
行田市	令和五年九月十一日から同月十三日まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	行田市産業文化会館入口前ロータリー
幸手市	令和五年九月二十五日及び同月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	幸手市役所駐車場
北本市	令和五年九月二十八日及び同月二十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	北本市役所駐車場（防災倉庫前）

宮代町	令和五年十月十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宮代町役場駐車場
伊奈町	令和五年十月十三日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	伊奈町役場駐車場
桶川市	令和五年十月十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	桶川サン・アリーナ駐車場
	令和五年十月十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	桶川市総合福祉センター駐車場
久喜市	令和五年十月二十三日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	あやめ公園駐車場
	令和五年十月二十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	栗橋文化会館駐車場
	令和五年十月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	農村センター駐車場
	令和五年十月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	鷲宮西コミュニティセンター駐車場
加須市	令和五年十一月一日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	プラザきさい（騎西総合支所）南側駐車場
	令和五年十一月二日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	北川辺総合支所駐車場

	令和五年十一月六日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	大利根総合支所駐車場
	令和五年十一月七日から同月九日まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	加須市民運動公園駐車場
杉戸町	令和五年十一月十日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	杉戸町役場駐車場